

伊佐市 循環型社会形成推進地域計画

伊佐市

平成23年1月6日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	伊佐市
	・旧1市1町（大口市、菱刈町）による新設合併 （平成20年11月1日）
	・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
	・山村振興法に基づく山村地域（一部）
面積	392.36 km ²
人口	30,351人（平成22年3月31日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成30年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済の情勢の変化を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は、旧大口市と旧菱刈町が平成20年11月1日に合併して誕生した市で、鹿児島県本土の最北に位置し、北は熊本県、東は宮崎県との県境を成している。また、周囲を九州山脈に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。

生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥については、本市のし尿処理施設（伊佐市衛生センター）で処理を行っているが、当該施設の処理能力は64kl/日であるのに対し、地域内で収集されるし尿・浄化槽汚泥量は、平成21年度で日平均73kl/日と施設の計画処理能力を上回っている状態である。現状では予備貯留槽の活用など施設の運転管理によって適正処理を維持しているが、施設は老朽化が進行しているとともに、浄化槽汚泥量の増大による処理能力不足の状態が今後も続くことが見込まれており、長期にわたっての安定した処理の維持が懸念される状況である。

これらのことから、本計画期間内に新たに汚泥再生処理センターを整備し、収集されるし尿・浄化槽汚泥を長期にわたって適正かつ安定的に処理する体制を構築するとともに、し尿等の処理に伴って発生する汚泥等の資源化を行い、地域内で循環利用することにより、循環型社会の形成を推進する。

また、川内川、羽月川等の公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

平成11年3月に策定された「鹿児島県ごみ処理広域化計画」において、本地域は始良・伊佐地区ブロック（策定当時：国分市、隼人町、福山町、霧島町、加治木町、始良町、蒲生町、溝辺町、吉田町、牧園町、横川町、栗野町、吉松町、大口市、菱刈町の2市13町）に位置づけられている。ごみ処理施設は、広域化計画に基づいて整

備がされており、当面は現在の枠組みで処理を行っていく予定である。し尿処理施設については、当面新たな広域化に向けての計画は無く、本市単独での整備計画を進めていくこととする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 生活排水の処理の現状

平成 21 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 1 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 30,351 人であり、水洗化人口は 13,482 人、汚水衛生処理率は 44.4% である。

し尿発生量は 11,500kl/年、浄化槽汚泥発生量は 15,182kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 26,682kl/年である。

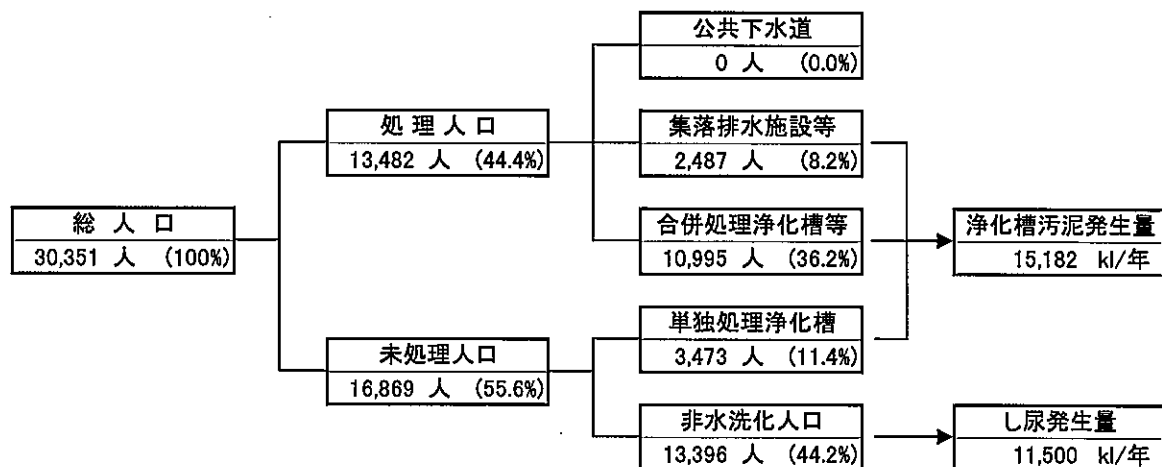


図 1 生活排水の処理状況フロー (平成 21 年度)

(2) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表1に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表1 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績	平成30年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	農業集落排水施設等	2,487人 (8.2%)	2,730人 (9.6%)
	合併処理浄化槽等	10,995人 (36.2%)	13,586人 (47.5%)
	未処理人口	16,869人 (55.6%)	12,260人 (42.9%)
合計		30,351人	28,576人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	11,500キロリットル	8,600キロリットル
	浄化槽汚泥量	15,182キロリットル	17,653キロリットル
	合計	26,682キロリットル	26,253キロリットル

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の施策を行う。

- 農業集落排水施設の処理区域内においては、未加入者に対し、集合処理施設への接続について普及促進を図る。
- 農業集落排水施設の整備計画区域外の地区においては、合併処理浄化槽の整備を推進する。
- 既設の単独処理浄化槽については、個別の状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導等を行う。

イ 生活排水に関する普及啓発

地域の水環境の回復・保全に向けて、生活排水処理対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について広く住民に周知を図るため、広報誌等を通じた普及啓発を行う。

(2) 処理体制

ア 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、集落排水施設が整備されていない地区において、合併処理浄化槽の整備を進めていく。

し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水施設からの汚泥（一部の処理区を除く）については、現在、本市のし尿処理施設（伊佐市衛生センター）で処理を行っているが、当該施設は老朽化が進行しているとともに、し尿・浄化槽汚泥量は施設の計画処理能力を上回り、今後もその状態が続くことが見込まれ、安定した処理の維持が懸念される状況である。

このため、新たに汚泥再生処理センターを整備し、長期にわたって適正かつ安定的に処理する体制を構築する。また、汚泥再生処理センターでは、し尿等の処理に伴って発生する汚泥の資源化を行い、再生利用を進める。資源化の方法については助燃剤化を基本として検討を行う。

イ 今後の処理体制の要点

- し尿・浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）については、新たに整備する汚泥再生処理センターで処理し、し尿等の処理に伴って発生する汚泥を資源化（助燃剤化）して、再生利用を進める。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表2のとおり必要な施設の整備を行う。

表2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)	伊佐市汚泥再生処理センター(仮称)整備事業	約78kl/日	伊佐市大口曾木	H27~H29

※ 現有処理施設の概要を添付(添付資料3)

(整備理由)

事業番号1 現有処理施設の老朽化、処理能力の不足、資源化の推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表3のとおり行う。

表3 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	130	900	2,570	H23~H29

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (予定)
31	伊佐市汚泥再生処理センター(仮称)整備(事業番号1)に係る基本設計事業	施設整備基本計画	H23
		測量・地質調査	H24
		造成設計	H25
		生活環境影響調査	H25~H26
		施設基本設計	H25~H27

(5) その他の施策

その他、本市の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大

汚泥再生処理センターを整備後、同施設で製造される資源化物については、地域内での有効利用促進を図る。

イ 災害時の廃棄物（し尿）処理に関する事項

地震や水害などの災害時のし尿処理は、衛生環境を確保するため、原則本市で実施するものとするが、し尿処理量が施設の処理能力を超える場合に備えて、周辺自治体との連携体制を構築する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、鹿児島県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画添付書類一覧

- 添付資料 1 対象地域図
- 添付資料 2 目標の設定に関するグラフ
- 添付資料 3 現有処理施設の概要

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

- 添付資料 4 地域内の施設の現況と予定（位置図）
- 添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

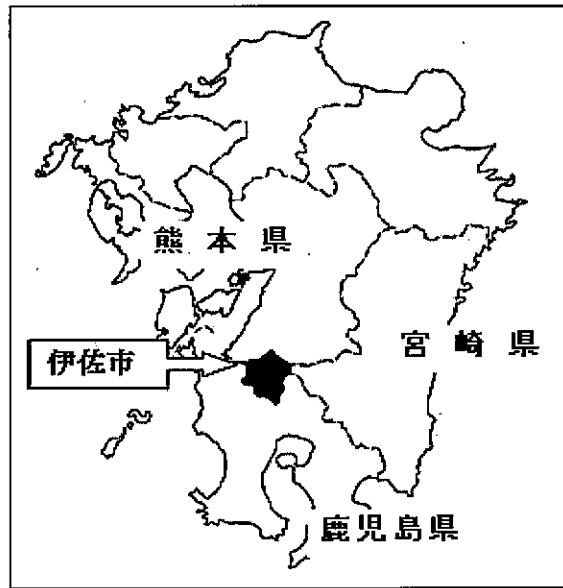
様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

様式 3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

その他参考資料

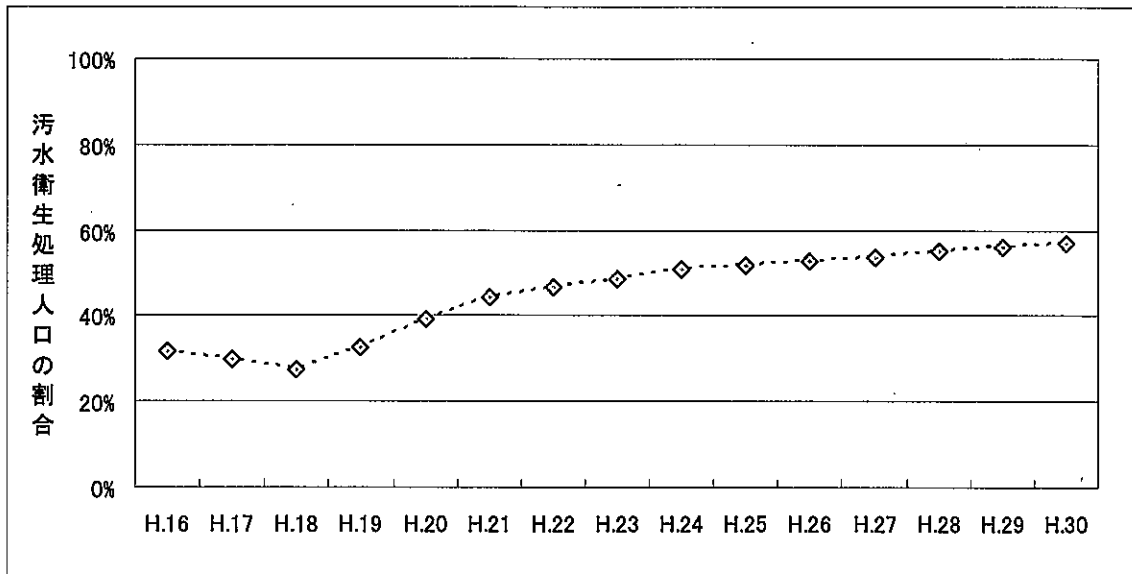
- 参考資料様式 4 施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）
- 参考資料様式 5 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式 6 計画支援概要

添付資料1 対象地域図



添付資料2 目標の設定に関するグラフ

生活排水処理の目標（汚水衛生処理人口の割合）



添付資料 3

現有処理施設の概要

し尿処理施設

施設名	所在地	施設種別	処理対象廃棄物	型式及び処理方式	処理能力	稼働開始	備考
伊佐市衛生センター	伊佐市大口里1092番地	し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥 農集汚泥	標準脱窒素処理方式 ＋高度処理	64 kl/日	平成10年4月 〔一部の水槽は〕 昭和52年4月	

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成23年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	伊佐市	(2) 地域内人口	30,351 人 (平成22年3月31日現在)	(3) 地域面積	392.36 km ²
(4) 構成市町村等名	伊佐市 〔旧大口市、旧菱刈町の1市1町による合併:平成20年11月1日〕	(5) 地域の要件	人口 面積 沖積 離島 奄美 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	なし				

2 一般廃棄物（し尿）処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	更新、廃止、新設年度	
し尿処理施設 (伊佐市衛生センター)	伊佐市	標準脱窒素処理方式 十高度処理	有	64 kl/日	施設の老朽化と処理能力不足を解消し、安定した処理体制を構築するとともに循環型社会形成を推進する。	生物学的脱窒素処理 十高度処理	平成29年度	約 78 kl/日

※計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料4)

3 生活排水処理の現状と目標

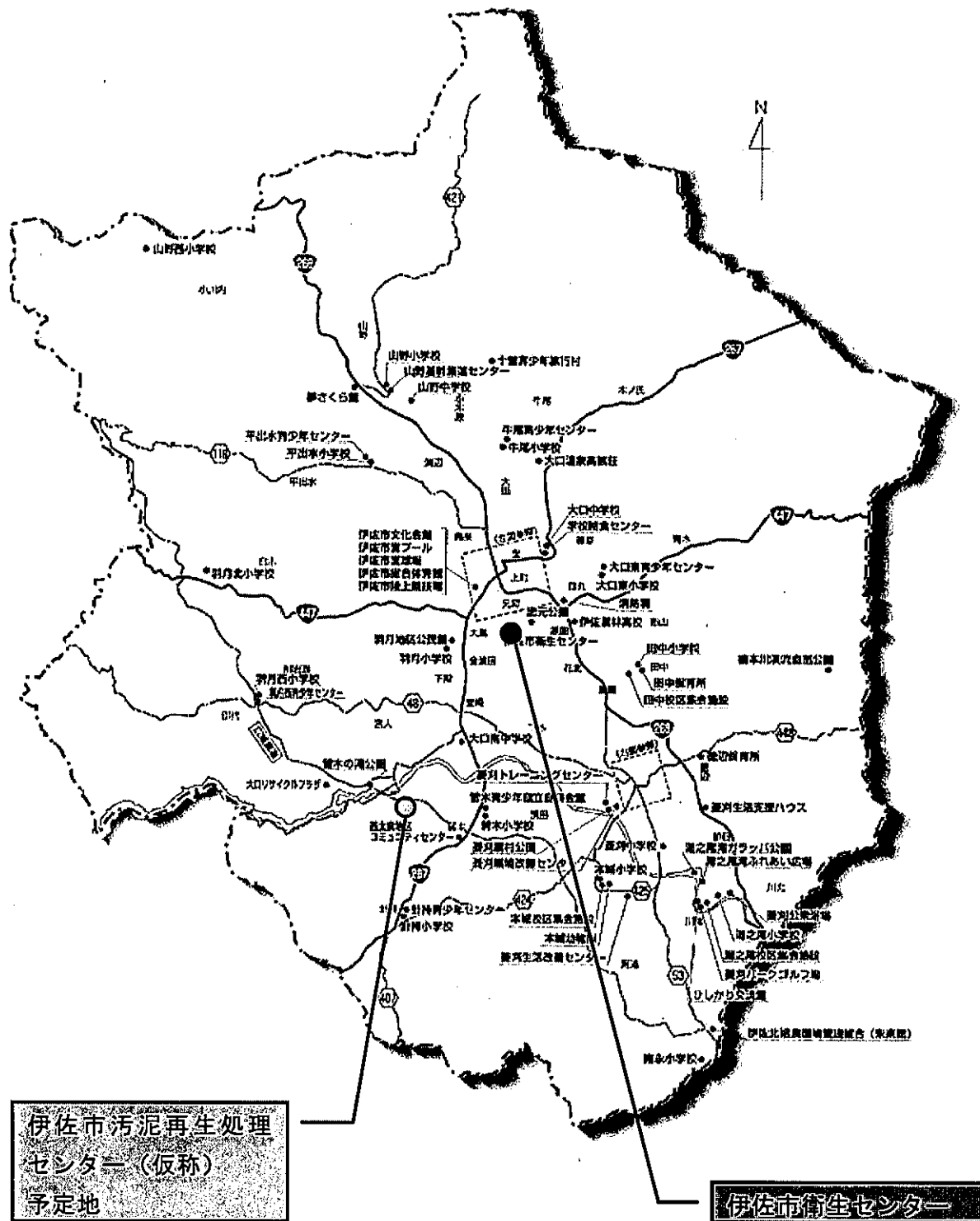
指標・単位	年	過去の状況・現状										目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
総人口		32,403 人	32,016 人	31,684 人	31,243 人	30,898 人	30,351 人	28,576 人				
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人				
	汚水衛生処理率	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %				
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	2,151 人	2,247 人	2,291 人	2,353 人	2,392 人	2,487 人	2,730 人				
	汚水衛生処理率	6.6 %	7.0 %	7.2 %	7.5 %	7.7 %	8.2 %	9.6 %				
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	8,196 人	7,385 人	6,513 人	7,824 人	9,767 人	10,995 人	13,586 人				
	汚水衛生処理率	25.3 %	23.1 %	20.6 %	25.0 %	31.6 %	36.2 %	47.5 %				
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	22,056 人	22,384 人	22,880 人	21,066 人	18,739 人	16,869 人	12,260 人				

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料5)

4 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

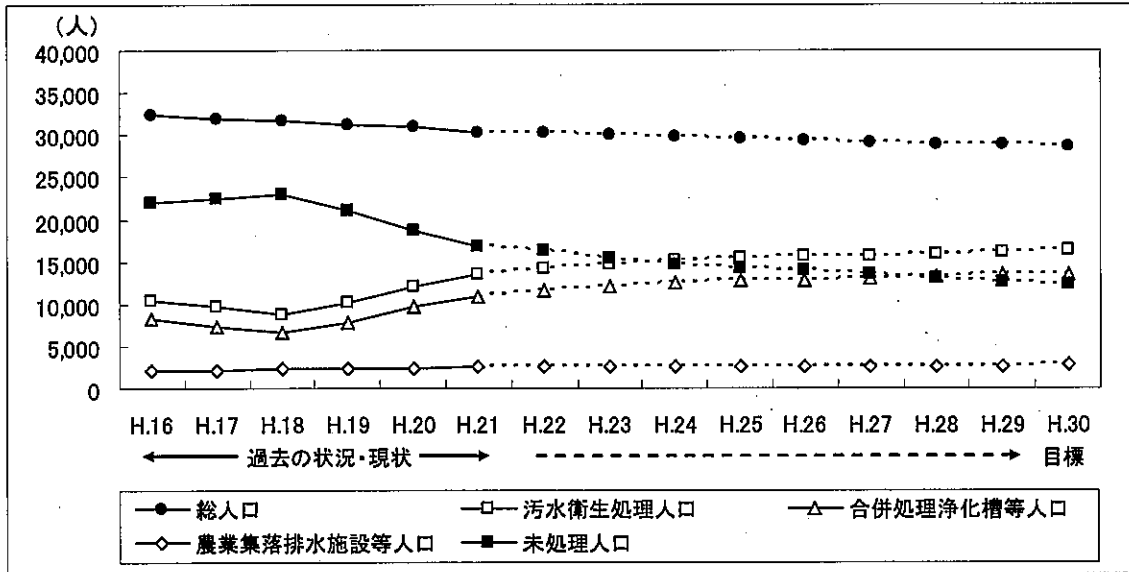
施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	伊佐市	3,333	10,137	900	2,570	目標年次 H29

添付資料4 地域内の施設の現況と予定（位置図）



添付資料5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

生活排水処理人口の推移



地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	
								23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	11	生活排水対策	農業集落排水処理区域 内における未加入者に 対しては接続の普及促 進を図り、同区域外に おいては合併処理浄化槽 の整備を推進する。	伊佐市	H 23	H 29		継続実施							関連事業 2
	12	生活排水に関 する普及啓発	生活排水処理対策の必 要性や浄化槽管理の重 要性等について、広報 誌等を通じた普及啓発 を行う。	伊佐市	H 23	H 29		事業実施							
処理体制 の構築、 変更に関 するもの	21	し尿・浄化槽 汚泥処理体制 の構築	施設の老朽化と処理 能力不足を解消し、 安定した処理体制を 構築する。汚泥等の 資源化を行い、再生 利用を進める。	伊佐市	H 27	H 29								施設の整備 (建設工事)	関連事業 1
処理施設の 整備に関 するもの	1	有機性廃棄物 リサイクル推 進施設整備	汚泥再生処理セン ターの整備	伊佐市	H 27	H 29	○							建設工事	関連事業 21
	2	浄化槽整備	合併処理浄化槽の整 備	伊佐市	H 23	H 29	○	合併処理浄化槽の整備							関連事業 11
施設整備 に係る計画 支援に関 するもの	31	1の計画支援	施設整備基本計画、 測量・地質調査、 造成設計、 生活環境影響調査、 施設基本設計（発注 仕様書作成等）	伊佐市	H 23	H 27	○	基本設計等							
その他	41	再生利用品の 需要拡大	1の施設で製造され る再生品の利用促進	伊佐市	H 29	H 29								有効利用 先の確保	
	42	災害時の廃棄 物（し尿）処 理に関する事 項	周辺自治体との連携 体制の構築	伊佐市	H 23	H 29		災害時の 処理体制 の検討	実施						

その他参考資料

- 参考資料様式4 施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）
- 参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）
- 参考資料様式6 計画支援概要

施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設系）

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	伊佐市
(2) 施設名称	伊佐市汚泥再生処理センター（仮称）
(3) 工期	平成 27 年度～平成 29 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 7 8 k1/日
(5) 形式及び処理方式	生物学的脱窒素処理＋高度処理
(6) 地域計画内の役割	市内で排出されるし尿、浄化槽汚泥等の全量を適正に処理し、し尿等の処理に伴って発生する汚泥の資源化を行う。
(7) 廃焼却炉解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	管内のごみ焼却施設の伊佐北始良環境管理組合「未来館」において全量利用。
(12) 事業計画額	2, 875, 038 千円

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	伊佐市
(2) 整備計画の方針	農業集落排水施設の整備計画区域外の地区について、合併処理浄化槽の設置を推進する。
(3) 事業の実施目的及び内容	（目的）浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 （内容）浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行うものに対し、設置又は改築に要する費用を助成する。なお、設置には単独浄化槽の撤去に必要な工事も含むものとする。
(4) 設置整備事業の整備計画	有（平成22年度～平成29年度）
(5) 浄化槽整備状況 （実使用人口で記入）	22年度整備計画人口／全体整備計画人口（%） <u>3.8%</u> 21年度までの整備人口／全体整備人口（%） <u>66.5%</u>
(6) 具体的な整備計画	総事業費 370,582千円（整備計画人口 2,570人分） 選定額 332,382千円 所要額 110,794千円

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

個人設置型

人槽区分	交付対象基数 (2,570人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	550基（1,290人分）	183,770千円	207,600千円	183,770千円
6～7人槽	327基（1,190人分）	135,828千円	149,578千円	135,828千円
8～10人槽	23基（90人分）	12,784千円	13,404千円	12,784千円
11～20人槽	0基（0人分）	0千円	0千円	0千円
21～30人槽	0基（0人分）	0千円	0千円	0千円
31～50人槽	0基（0人分）	0千円	0千円	0千円
51人槽以上	0基（0人分）	0千円	0千円	0千円
合計	900基（2,570人分）	332,382千円	370,582千円	332,382千円

計画支援概要

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	伊佐市		
(2) 事業目的	有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）整備のため		
(3) 事業名称	伊佐市汚泥再生処理センター（仮称）整備に係る基本設計事業		
(4) 事業期間	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(5) 事業概要	<u>施設整備基本計画</u> 当該施設の整備に伴い、事前に施設整備基本計画の策定を行う。	<u>測量・地質調査</u> 当該施設の整備に伴い、事前に設置予定地の測量・地質調査を行う。	<u>造成設計</u> 当該施設の整備に伴い、事前に設置予定地の敷地造成設計を行う。
(6) 事業計画額	3,000 千円	33,000 千円	24,000 千円

(1) 事業主体名	伊佐市		
(2) 事業目的	有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）整備のため		
(3) 事業名称	伊佐市汚泥再生処理センター（仮称）整備に係る基本設計事業		
(4) 事業期間	平成 25 年度～ 平成 26 年度	平成 25 年度～ 平成 27 年度	—
(5) 事業概要	<u>生活環境影響調査</u> 当該施設の整備に伴い、事前に設置予定地において生活環境影響調査を行う。	<u>施設基本設計</u> 当該施設の整備に伴い、事前に施設基本設計（発注仕様書作成、技術評価等）を行う。	—
(6) 事業計画額	15,000 千円	12,000 千円	—